



兵庫労働局発表  
令和元年 11 月 20 日（水）

報道関係者 各位

【照会先】  
兵庫労働局職業安定部職業対策課  
課長 鮫島 成人  
課長補佐 山本 伸雄  
(電話) 078 (367) 0810

### 実践型地域雇用創造事業に係る宍粟市雇用創生協議会との 委託契約の解除について

兵庫労働局（局長 畑中啓良）は、下記の委託契約を解除したので公表します。

#### 記

- 1 契約名  
実践型地域雇用創造事業委託契約
- 2 契約相手  
宍粟市雇用創生協議会（会長 福元晶三）  
兵庫県宍粟市一宮町生栖 851 番地 2

- 3 契約解除日  
令和元年 11 月 20 日

- 4 契約解除の理由

平成 30 年 12 月 3 日付けで宍粟市雇用創生協議会（以下「宍粟市協議会」という。）と締結した「実践型地域雇用創造事業委託契約」について、事業の履行状況等に関する調査を実施したところ、実践型地域雇用創造事業委託契約書第 26 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に該当することが確認できたため。

#### 【参考】

実践型地域雇用創造事業委託契約書（抄）

第 26 条 甲（兵庫労働局）は、乙（宍粟市協議会）が次の各号のいずれかに該当する場合は、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。また、本契約の再委託先が次の各号のいずれかに該当する場合も、同様とする。

(4) 第 16 条に規定する監査等に対する虚偽の報告等が発覚したとき

(5) この委託事業を適正に遂行することが困難であると委託者が認めるとき